

消 防 危 1 8 5 号

令 和 8 年 8 月 1 日

各都道府県消防防災主管部長
各 消 防 本 部 消 防 長
非常備町村消防防災主管部長

} 殿

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

令和 8 年熊本地震を踏まえた危険物規制の運用について（通知）

令和 8 年 7 月 2 8 日に発生した熊本地震による災害（以下「地震災害」という。）を踏まえ、消防法令に基づく危険物規制については、下記のとおり取り扱うよう特段の配慮をお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 地震災害を受けた被災地での仮貯蔵・仮取扱いの手続きについて

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いについては、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」（平成 25 年 10 月 3 日付け消防災第 364 号・消防危第 171 号）により対応されたいこと。

<参考：想定される危険物の貯蔵・取扱いの形態の例>

- ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い
- 移動タンク貯蔵所等による軽油の給油・注油等
- 非常用発電機や移動電源車等による燃料の取扱い
- 移動タンク貯蔵所と可搬式給油設備を用いた自動車への給油（平成 30 年 12 月 18 日付け消防危第 226 号に基づく仮取扱い）
- 給油取扱所における手動機器や外部電源の可搬式給油設備等を活用した給油・注油等

2 地震災害を受けた危険物施設の点検等について

地震災害を受け、又は地震災害を受けたおそれのある危険物施設については、できる限り迅速に点検し、安全の確認を図るとともに、異常の認められた危険物施設に対しては適切な措置を講じるよう指導・助言されたいこと。その際、消防法に基づく変更許可等の手続きについては、できる限り迅速に対応されたいこと。

3 危険物取扱者保安講習について

危険物取扱者が地震災害の被災者となったこと等により講習の受講が困難であると認められる場合には、「危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準」（平成3年12月19日付け消防危第119号の別添）第3、4(4)の規定により、違反点数を計上しないなど、適切に対処されたいこと。

(問い合わせ先)
消防庁危険物保安室
羽田野、山田、下田
TEL 03-5253-7524
fdma-kikenbutsu.db@soumu.go.jp